

2019年7月吉日

日本スピリチュアルケア学会会員 各位

日本スピリチュアルケア学会  
理事長 高木 慶子

### 日本スピリチュアルケア学会の法人化について

日本スピリチュアルケア学会の理事会は、この1年余りの間、日本スピリチュアルケア学会を一般社団法人とすることについて検討を重ねてまいりました。このたび、本学会の理事会並びに評議員会において本学会の一般社団法人化を進めることについて合意が得られましたので、会員の皆様にご検討いただくことといたしました。

皆様にはご存知のことと思いますが、現在、多くの学会が一般社団法人となっております。これは、2008年までに行われた一連の公益法人制度改革により、学術研究を目的とした比較的小規模な学会にも法人格を取得する環境が整備されてきたことによるものです。そして、文部科学省や日本学術会議などの指導もあって、多くの学会が任意団体から法人へ移行しているところです。法人格を有さない任意団体である学会は、いわゆる「権利能力なき社団」あるいは「人格なき社団」と呼ばれる団体と見なされ、法律的な位置付けが明確ではありません。一般社団法人とすることで、社会的信用が増すだけでなく、学会名で法律行為（契約、雇用、売買、貸借）が行えるようになるなどのメリットがあります。一方、法人税の支払や税理士への業務委託などで費用がかかるというデメリットもありますが、メリットとデメリットを総合的に勘案すると、メリットの方が大きいと判断いたしました。

しかし、今回、任意団体である本学会を一般社団法人とすることは、単に外形を変えるということを目的とするところではありません。本学会を一般社団法人とすることにあたって、何よりも会員の皆様をお願いしたいことは、本学会の未来を考えることにあります。本学会を一般社団法人化するのは、まずは本学会の会員である皆様が共に新しい学会を作っていくことができるための仕組み作りです。そして最終的な目的となるのは、今後、本学会が会員の皆様に対して、どのような便宜やサービスを行っていくべきか、また、本学会が一般社会に対して、スピリチュアルケアに関する認知と理解を図り、スピリチュアルケアを含む全人的なケアが社会のあらゆる場面で実践されるよう推進していくべきかをご検討いただくことにあります。

一般社団法人の目的・組織・活動・構成員・業務執行などの基本事項を定める「定款」の案では、一般社団法人化する本学会の事業を、「スピリチュアルケアの実践と教育に関わる研究」、「学術大会、講演会及び研究会の開催」、「学会誌、その他の学術誌、学術図書等の刊行」、「スピリチュアルケア専門職の養成並びに継続教育」、「スピリチュアル

ケア専門職の資格認定並びに更新に関わる事業」、「スピリチュアルケア専門職の人材養成プログラムの認定並びに更新に関わる事業」、「スピリチュアルケアに関する啓発活動・広報活動」、「国内外のスピリチュアルケア及び関連分野の諸団体との協力・連携」及び「会員相互の交流」などいたしました。

このうち、「スピリチュアルケア専門職の養成並びに継続教育」、「スピリチュアルケアに関する啓発活動・広報活動」及び「会員相互の交流」につきましては、今後新たに本学会が取り組もうとしているものであり、主としてスピリチュアルケアの専門職である会員の皆様に、さらなる便宜とサービスを図るために、事業目的といたしました。また、定款案では、会員の皆様による選挙で選出した代議員が、理事の選任や事業計画の承認など、本学会の重要な意思決定を担うこととしております。

本学会の会員の皆様にご提示する一般社団法人の「定款」や諸規程の案は、本学会の事業内容や意思決定機構の改善だけでなく、本学会の今後のあり方に関わる多くの事項が記載されております。

つきましては、会員の皆様には、本学会のホームページに掲載いたしました本学会の一般社団法人化に関する資料をご一読いただき、今後、本学会をどのような学会にして行くのかを含め、2019年7月末までに、ご意見、ご提案あるいはご質問くださいますよう、お願いいたします。

以上